

法人事業の種類と違い

■ 法人の種類

会社の種類には、株式会社・合同会社・合名会社・合資会社の4つ形態があります。

■ 株式会社とは

株式を発行して投資家から資金を調達し、その代金で事業活動を行なう会社のこと。株式を公開していれば、株式を購入することで誰でも出資者(株主)になれる。事業が成功して利益が上がれば、株価の上昇で株主の利益が増え、株数に応じて配当金や株主優待を受け取ることもできる。反面、事業がうまくいかなければ配当金は無く、株価も下がる。株式会社制度の下では、事業を遂行する人(経営者)と株主は異なり、経営者と出資者が別人でも構わないために、ビジネスの手腕のある人は、自己資金が無くても、株式発行により資金を集めて事業ができる。

■ 合同会社とは

2006年施行の新会社法で導入される新たな会社形態。株式会社と任意組合の特徴を併せ持つ。具体的には、株式会社と同様に、出資者の責任は出資額までの有限でありながら、任意組合のように出資者以外でも定款で定めれば、利益や権限を配分できる。設立は1人でも可能。意欲のあるベンチャー起業家らを後押しするものと期待されている。また、法人でも出資者になれるので、企業同士の共同事業などにも適している。なお、合同会社の創設により、従来の有限会社制度は廃止され、会社の形態は「株式」「合同」「合弁」「合資」の4つになる。

■ 合名会社とは

二人以上の無限責任社員だけからなる会社。社員全員が会社債務について会社債権者に対し、直接に連帯・無限の責任を負う反面、原則として会社の業務執行権および代表権を持っている。持分会社の一つ。

■ 合資会社とは

会社債務につき無限責任を負う社員と、出資額を限度とする有限責任を負う社員各1名以上からなる会社。前者は業務執行権、代表権を有し、労務・信用の出資も許されるのに対し、後者は監視権以外の権利・義務をもたず、財産出資に限られる。